

## 幼保連携型認定こども園における当面の対応の見直しについて(案)

### 1 趣旨

平成27年4月から、当面の間、特別区の幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭又は保育士が各区規則の保育教諭等と兼職することとしている。

現行は、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格免許を有する者を保育教諭と認める特例を踏まえて対応しているが、保育教諭は資格免許を併有するものとする「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の本来の趣旨を踏まえ、対応の見直しを行う。

### 2 内容

保育教諭を兼職する者は、原則として、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けたものとする。

### 3 実施時期

令和2年度から実施